

新たな建設労働対策の検討について

1 基本的な視点

(建設業をめぐる状況)

- 建設投資は、減少基調にあると見込まれ、現在の建設業の雇用・就業の場は、今後、一層減少すると見込まれる。
- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」において、「地域の中小・中堅建設事業主の新分野進出への取組の支援策を関係省庁が連携して本年秋までに取りまとめ、速やかに実施する」こととされた。
- 構造改革特区の提案等において、建設業における労働者派遣に関する要望が提出されている。
- 技能労働者の高齢化が進んでおり、中長期的に不足が懸念されている。

(建設労働対策の現状)

- 建設業を取り巻く厳しい状況の下、建設業の再生に向けた取組を雇用面から支援するため、今年度から建設雇用再生トータルプランを展開し、事業主の新分野進出、離職者の円滑な労働移動等を支援している。

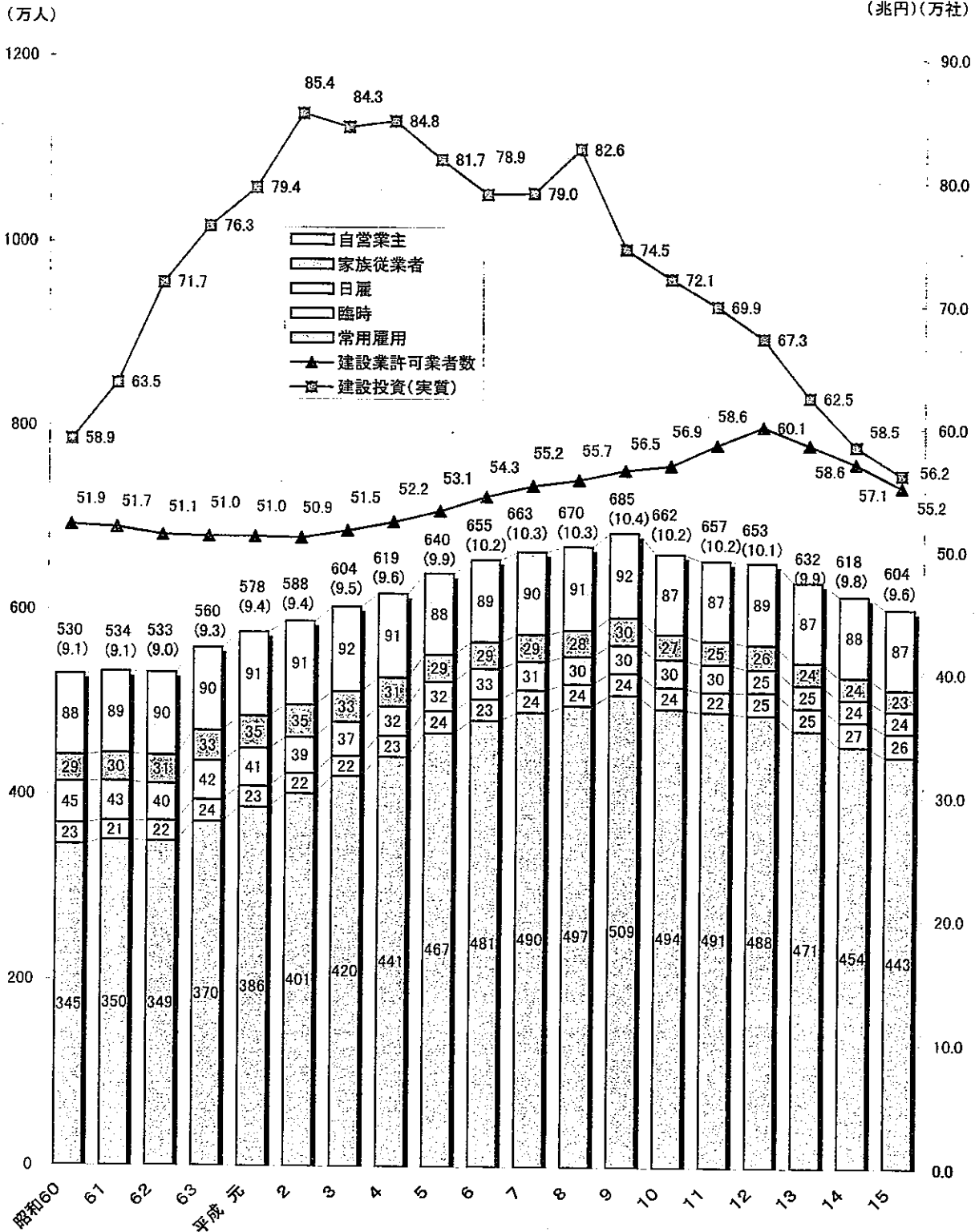
2 検討課題

建設業をめぐる状況を踏まえ、以下の事項について総合的な検討を行う。

- (1) 事業主の新分野進出の支援
- (2) 建設業離職者の円滑な労働移動の推進
- (3) 建設業における労働力需給調整システム
- (4) 必要な技能労働者の育成・確保の促進

建設業における投資、許可業者及び就業者の推移

建設投資はピーク時(平成2年度)の2/3に減、許可業者はピーク時(平成12年3月末)の1割減、就業者はピーク時(平成9年)の1割減(就業者比率は0.8ポイント減)



資料出所 1) 建設業就業者数は総務省「労働力調査」による。
 2) 建設投資額は国土交通省「建設投資見通し」による。平成13年度及び平成14年度は見込み、平成15年度は見通しの値である。
 注 1) 建設投資(実質値、平成7年度価格)は年度ベース、許可業者数は各年3月末、就業者数は年平均である。
 2) 就業者の()内の数値は、総就業者数に占める建設業就業者数の割合である。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（抜粋）

平成16年6月4日
閣 議 決 定

第1部 「重点改革期間」の主な改革

2. 「官の改革」の強化

（1）予算制度改革の本格化

（政策群）

- ・「政策群」については、府省間の連携をより強化し、対象の拡充に積極的に取り組む（ITを活用した医療の利便性向上、建設業の新分野進出の円滑化等）

第2部 経済活性化に向けた重点施策

1. 地域再生

（3）地域の基幹産業等の再生・強化

（建設業の新分野進出支援策の取りまとめ）

- ・地域の中小・中堅建設業の新分野進出への取組が円滑になされるよう、情報提供、中小企業対策や雇用対策の活用、農業、福祉、環境等の分野への進出に係る規制・制度の見直しや構造改革特区の活用、施設の管理運営を行うPFI事業への参入支援等の支援策を関係省庁が連携して本年秋までに取りまとめ、速やかに実施する。

建設業における労働者派遣に対するこれまでの要望

◎ 構造改革特区提案

第4次提案募集 (H15. 11. 1～11. 30)

第5次提案募集 (H16. 6. 1～6. 30)

長野県小谷村

(提案内容)

第4次提案

村内の建設業者が、共同で人材派遣業社を設立して建設業の従業員を1カ所に登録し、近隣地域若しくは県内の建設会社の依頼に応じて登録者を派遣

第5次提案

建設業を取り巻く状況は厳しさを増しており、従業員の雇用が難しくなっていることから、雇用を維持するため、建設業者がその雇用する建設労働者を近隣地域の他の建設業者へ派遣することを認める

◎ 地域再生検討要請

提案募集 (H15. 12. 19～H16. 1. 15)

(社) 岐阜県建設業協会

(提案内容)

市町村単位で事業協同組合を設立した上で、当該組合に限り、建設労働者派遣業務の適用除外を緩和

- ・組合の構成員に対してのみ派遣が可能
- ・組合の構成員が、一定期間経過後に合併することが前提

◎ 全国規模での規制改革要望

規制改革集中受付期間 (H15. 11. 1～11. 30)

規制改革・民間開放集中受付月間 (H16. 6. 1～6. 30)

東京商工会議所

(提案内容)

建設業も労働者派遣法の対象業務とする

建設雇用再生トータルプランの実施

I 建設業界内の円滑な労働移動等の支援

- 地域の建設事業主団体による無料職業紹介事業実施に対する支援の実施
(事業開始のための初期経費への助成(2/3)制度の創設)
- 建設業他社からの離職者の雇入れ・定着講習を行う建設事業主への助成の実施
(建設業労働移動支援助成金の要件を緩和)
- 建設事業主団体による技能労働者に対する広域・共同での教育訓練の実施、体系的処遇改善の取組への支援の実施
(建設事業主団体による雇用改善を推進を支援する雇用改善推進事業助成金において重点化)

II 建設業外への円滑な労働移動の支援

- 建設事業主団体による業界外への再就職等のための能力開発実施に対する支援の実施
業界外への再就職、コミュニティービジネス等での就業等に必要能力開発を、自ら又は再就職支援会社、NPO等に委託して実施する
場合の助成(1/3)制度の創設

III 建設業内外の新規・成長分野への進出の促進

- 建設業内外における新規・成長分野への進出に向け、労働者に必要な能力開発を行う建設事業主への支援の実施
(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金等の活用促進)

IV 労働移動、能力開発等に関する情報提供・相談援助のワンストップサービスの提供

- 都道府県レベルの建設事業主団体への総合相談窓口の設置、アドバイザーによる相談援助の実施
(全国建設業協会への委託事業を拡充)